

令和 7 年度国民健康保険税の課税限度額に関する諮問について

国の令和 6 年度税制改正において、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 24 万円（現行：22 万円）に引き上げる改正がなされました。

このことを踏まえ、本年度は、保険税率及び均等割額の見直しを行う年度ではありませんが、令和 7 年度の課税限度額引き上げについて、令和 6 年度運協において、ご審議いただきたく、第 2 回運協において諮問を行うことを予定しております。